

地域優良賃貸住宅 誓約書（若者世帯入居時）

地域優良賃貸住宅への入居申込に際して、入居後速やかに転居又は転入手続を行うこと、入居後５年以上橋本市に定住することを誓約します。

入居後、婚姻又は出生等により新たに同居させようとする者がいる場合は速やかに同居承認申請書又は同居者変更届出書を提出すること、また、新たに「子育て世帯」又は「新婚世帯」となり家賃助成の対象となった場合であっても、家賃等減免申請書の提出等の手続を行わなければ、家賃助成を受けられないことについても理解した上で入居いたします。

橋本市長 様

令和 年 月 日

（申込者）

住所 _____

氏名 _____

「子育て世帯」とは・・・

同居者に１８歳未満の者又は妊娠している者を含む世帯。

「新婚世帯」とは・・・

配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）を得て５年以内の者を含む世帯。

「若者世帯」とは・・・

５年以上継続して橋本市に定住する意思がある３９歳以下の者を含む世帯。

「家賃助成」とは・・・

「子育て世帯」は最大６年間、「新婚世帯」は最大３年間、所得や住戸に応じて、月額最大２万円を助成する制度。